



1月下旬に各種保険料（税）の納付済額通知書等を送付します

昨年中に納めた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の金額を証明する書類となります。確定申告などで使用しますので、大切に保管してください。

◆各種保険

- 国民健康保険
- 後期高齢者医療保険
- 介護保険



◆事前申請

各担当窓口で事前申請による交付を受けることができます。交付の際には、申請者の顔写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど）が必要です。

また、納付義務者と別世帯の人が申請する場合は、身分証明書とあわせて、納付義務者からの委任状が必要です。

◆注意事項

- 年金天引き（特別徴収）の人は、日本年金機構から送付される「公的年金等の源泉徴収票」でご確認ください。
- 介護保険料の場合、年の途中で年金から天引きが開始された人は佐賀中部広域連合から納付確認書が送付されます。

《保険料の支払いは口座振替がおすすめ！》

手続きは各担当窓口までお願いします。

〈持参するもの〉通帳、届印（口座）

問い合わせ

【国民健康保険・後期高齢者医療保険】

市民課 保険年金係

☎0952-75-2159

【介護保険】

高齢・障害者支援課

☎0952-75-6033

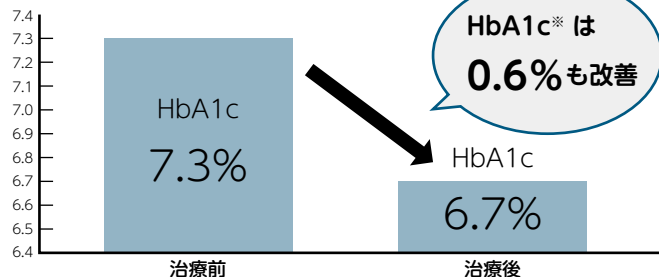
佐賀中部広域連合 業務課

☎0952-40-1135

歯周病と糖尿病には深い関係があります

歯周病は、歯肉などが細菌に感染することによって起こる病気です。歯周病が進行すると、歯肉の炎症によって発生する物質がすい臓で分泌されるインスリンの働きを妨げるため、血糖のコントロールができなくなり、糖尿病が発症・悪化するリスクが高くなります。また、糖尿病の人は、傷の治りが遅く細菌に感染しやすい上、唾液の分泌量が低下することから虫歯や歯周病が進行しやすいと言われています。2つの病気は相互に関連しているため、どちらも治療することが両者の改善につながります。

■歯周病治療を行った患者さんの事例



実際に糖尿病の治療をしていた患者さんが、歯周病治療を行ったら糖尿病の数値が改善したという結果が報告されています。

※HbA1cとは、過去1～2か月の血糖コントロール状態の評価指標であり、6.5%以上の場合「糖尿病型」と呼ばれ、7.0%を超えると、糖尿病合併症が起こりやすくなります

糖尿病も歯周病もはじめは自覚症状がほとんどありません。

年に一度は、一般健診・特定健診・後期高齢者健診を活用し、血糖値や糖尿病のコントロール状況を確認してみましょう。また、定期的な歯周病検診やお口の中のクリーニングを行い、病気の予防につなげましょう。

問い合わせ

健康増進課 健康増進係 ☎0952-75-3355